

## 専決処分の報告と その承認について

■南相馬市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

■議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

■特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

■教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例制定について

福島県人事委員会勧告に準じ、職員の給料や期末・勤勉

手当、特別職・議員・教育長の期末手当の減額を行うため、必要な改正を行いました。

### 【主な内容】

①職員の12月支給の期末・勤勉手当を0・15月分減額しました。

②当分の間、55歳を超える管理職職員（政策主幹・主幹を除く）の給料月額、給料の特別調整額、期末・勤勉手当を0・9%減額するにとしました。

③特別職、議員、教育長の12月支給の期末手当を0・15月分減額しました。  
（平成22年11月26日専決）

## 人事

副市長の選任につき同意を求めるところについて

副市長を選任するため議案を提案しましたが、同意されませんでした。

監査委員の選任につき同意を求めるところについて

監査委員のうち、1人の委員が平成22年11月30日をもって任期満了となったため、志賀稔宗議員を選任することに同意されました。

固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めるところについて

固定資産評価審査委員会の委員のうち、2人の委員が平成23年3月5日で任期満了となるため、齋藤晃一さん（原町区）、寺内正行さん（鹿島区）を再び選任することに同意されました。

なお、任期は平成26年3月5日までです。

太田財産区管理会の委員の選任につき同意を求めるところについて

太田財産区管理会の委員の任期が平成23年1月31日をもって満了となるため、その

後任の委員を選任することに同意されました。

なお、任期は平成27年1月31日までです。

### 委員名

上野 孝 一さん  
佐々木 功 行さん  
杉 重 男さん  
高木 行 男さん  
堀川七郎右工門さん  
村田 久 福さん  
門馬 忠 男さん

## 請願・陳情関係

### ■採択された請願

請願第12号

患者の窓口負担大幅軽減を求める意見書の提出について

請願第13号

肺炎球菌ワクチン（23価ワクチン）への公費助成に関する意見書の提出について

請願第14号

中学校卒業まで通院を含めて医療費無料化を求めることについて

請願第15号

T P P参加に反対する意見書の提出について

請願第17号

公共施設における畳の地元業者への発注について

### ■採択された陳情請願

陳情第7号

T P P交渉参加反対に関する意見書の提出について

## 委員会提出議案

### ■可決された議案

委員会提出議案第1号

患者の窓口負担軽減を求める意見書

委員会提出議案第2号

肺炎球菌ワクチン（23価ワクチン）への公費助成をに関する意見書

委員会提出議案第3号

T P P交渉参加反対に関する意見書



▲議論を繰り広げた議員の皆さん

## 介護保険の要介護認定を受けている方へ

# 市・県民税申告、 所得税の確定申告の準備を

### 介護保険のサービスや 紙おむつ代が 医療費控除の対象になります

#### ■介護保険サービスの場合

下記の介護保険サービスを利用して支払った費用の一部は、医療費控除の対象になります。

なお、医療費控除を受けるには、サービス事業者が発行する「医療費控除の対象となる金額」が記載された領収書が必要です。

#### ■紙おむつ代の場合

紙おむつ代の医療費控除を受ける場合は「領収書」と医師が発行する「おむつ使用証明書」の提出が必要です。

なお、昨年に続いて紙おむつ代の医療費控除を受ける方は「おむつ使用証明書」の代わりに、市が発行する証明書類の提出によって控除を受けることができます。

### 障害者控除対象者 認定書を交付します

市では、65歳以上の要介護認定を受けている方で、障害者控除対象者の要件を満たしている方に「障害者控除対象者認定書」を交付します。

この認定書は、平成22年分所得税の確定申告または市・県民税の申告の際に、障害者控除の証明となります。該当される方には今月中に認定書をお送りしますので、申告などにご利用ください。

なお、平成22年中に死亡された方の認定書は送付しません。必要な場合は、各区の介護保険担当課へお申し出ください。

#### 問合せ

健康福祉部長寿福祉課 ☎ 24 5 3 3 4  
小高区健康福祉課 ☎ 44 6 4 1 3  
鹿島区健康福祉課 ☎ 46 2 1 1 4

## 医療費控除の対象となるサービス

### 【在宅サービスを利用されている方】

次のサービスを利用した場合、1割の自己負担額が医療費控除の対象となります。

#### ■単独で利用した場合に対象となるサービス

- ① 訪問看護、介護予防訪問看護
  - ② 訪問リハビリテーション、介護予防訪問リハビリテーション
  - ③ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導
  - ④ 通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション（食費を含む）
  - ⑤ 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護（滞在費・食費を含む）
- 右記サービスを併せて利用した場合に  
対象となるサービス

- ① 訪問介護（生活援助中心型は除く）、夜間対応型訪問介護、介護予防訪問介護
  - ② 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護
  - ③ 通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、介護予防通所介護、介護予防認知症対応型通所介護
  - ④ 短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護
- 【施設サービスを利用されている方】

#### ■特別養護老人ホームに入所されている方

介護保険適用分の1割の自己負担額と居住費・食費の合計額の2分の1に相当する額

#### ■介護老人保健施設又は介護療養型医療施設に入所されている方

介護保険適用分の1割の自己負担額と居住費・食費の合計額